

43	八代市横手新町 14-3-2	有限会社らん 調剤薬局	八代市横手新町 14-3-2	有限会社らん調剤 薬局 代表取締役中川勝 博	平成15年10月8日
----	-------------------	----------------	-------------------	---------------------------------	------------

熊本県告示第1034号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の医療機関は、その指定を辞退した。

平成15年10月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

辞退

所在地	名称	住所	氏名
菊池郡西合志町須屋1979-3	柴田整形外科	菊池郡西合志町須屋1979-3	医療法人堅誠会理事長 柴田直之
玉名郡菊水町用木1857	吉井医院	玉名郡菊水町用木1857	吉井達太

熊本県告示第1035号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第2号に定める区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨錦町長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成15年10月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の大字	変更後の字
木上	黒坂	1093から1096までの各一部、1130の1の一部、1130の3の一部、1131の2の一部、1139の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	木上	野間
木上	野間	1623、1623の2、1624の1の一部、1647の一部、1663から1665までの各一部、1666から1668まで、1669から1671までの各一部、1672、1673、1674の一部、1675の一部、1677の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部	木上	黒坂

熊本県告示第1036号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第260条第1項の規定により、次のとおり決定した旨御所浦町長から届出があった。

平成15年10月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する字
御所浦町字村3528の1の1、3528の1の2、3528の1の3、3527の2地先並びに3527の3、3526の12に隣接する道路地先公有水面埋立地 1,968.34平方メートル	御所浦町字村
御所浦町字向工3850の22、字古屋敷3881の13、6669の4、6669の5、字村3526の12地先並びに字向工3850の22に隣接する水路地先並びに字村3526の12に隣接する道路地先公有水面埋立地 3,268.84平方メートル	御所浦町字向工

熊本県告示第1037号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第260条第1項の